

暴 対 第 1 5 3 2 号

平成16年 5 月27日

埼玉県警察本部長

企業対象暴力対策の推進について（通達）

（概要）

本通達は、暴力団、総会屋等をはじめとする反社会的勢力が、特に企業を対象とした資金獲得活動を多様化、巧妙化させている中、企業対象暴力対策を徹底するため、企業対象暴力に対する取組体制、取締り重点等について定めている。